



みやげ報

今月の人口
人口 3,214人
世帯 1,699世帯
(3月1日現在)
編集 三宅村総務課
☎ 04994-5-0981



基本的な考え方、そして
主要な施策について所信
の一端を申し述べ、議員
各位ならびに村民の皆さ
まのご理解と一層のご協
力をお願い申し上げます。
御礼申し上げます。
私が昨年、村長に就任
した際の最重要施策は
「年内に本格帰島を実現
させたい」という事であ
りました。
以来、7月20日の帰島
方針の発表、1月5日の
避難指示解除予告、2
月1日の避難指示解除ま
で、まことに目まぐるし
い1年間でありました。
特に7月の帰島方針発
表後、国や東京都におか
れましては早々に「帰島
対策省庁連絡会」や「帰
島支援本部」等を設置し
ていただき、さまざまな
分野で帰島への追風をい
ただきました。
小中学校等の災害査定
では脱硫装置が補助対象
となり、また、村営住宅
建設の特例加算なども認
められました。
帰島目前の12月には東
京都の150万円の支援制度
も実現し、帰島への弾み
が一層加速いたしました。

平成17年第1回三宅村
議会定例会の開催に当た
り、議員諸兄ならびに村
民の皆さまにごあいさつ
申し上げます。
本年2月1日に三宅島
噴火災害による避難指示
を解除し、村民の帰島が
実現いたしました。
4年5カ月にも及ぶ長
期避難生活を耐え忍び、
やっとな故郷
の土を踏み
しめること
ができました
たことをと
もどもに喜
びたいと思
います。

一方、望
郷の思いを
抱きながら避難先でお亡
くなりになられた方々に
は、心からお悔やみ申し
上げます。
帰島も緒についたばかり
で、本格的な帰島が始
まるのは「桜の花の咲く
ころ」になると思われま
すが、復旧の進捗を響か
せながら受け入れ態勢を
整えてまいります。
さて、今回は平成17年
度三宅村各会計予算等を
審議していただく、帰島
後、最初の定例会です。
諸議案の説明に先立
ち、私の政治姿勢ならび
に村政の運営について

17年度は『復興元年』

キーポイントは観光産業

三宅村長 平野 祐康

「観光振興企画
費」の科目を新設し、新た
な観光メニューの具体化
を検討してまいります。
漁業については漁業生
産基盤施設の復旧も一段
落し、漁協も再開いたし
ました。2月7日には、
阿古漁港に水揚げされた
キンメダイ等が「初荷」
として東京都漁連へ出荷
されました。
今後は三宅島を拠点と
した漁業を展開し、再建
に向けての確実な一歩を
進める支援をいたしま
す。

また、「観光振興企画
費」の科目を新設し、新た
な観光メニューの具体化
を検討してまいります。
漁業については漁業生
産基盤施設の復旧も一段
落し、漁協も再開いたし
ました。2月7日には、
阿古漁港に水揚げされた
キンメダイ等が「初荷」
として東京都漁連へ出荷
されました。
今後は三宅島を拠点と
した漁業を展開し、再建
に向けての確実な一歩を
進める支援をいたしま
す。

私は、平成14年12月に
「三宅村復興基本計画」
をもとに策定した「第四
次三宅村総合計画」の3
本柱の施策を着実に進め
てまいります。
第1点目は「生活再建」
であります。
「本格帰島期」が終了
する4月、「生活再開期」

が終了する7月を節目
に、保育園・小中学校の
再開や保健医療体制の充
実を進めてまいります。
また、災害廃棄物処理
についても引き続き取り
組んでまいります。
第2点目は「地域振興」
であります。
総合計画では「観光産
業を地域振興の機軸とし、
他産業との連携促進
による経済の活性化」が
基本戦略と位置づけられ
ております。すなわち、
観光の再開が三宅島復
興の『カギ』であります。
今後は三宅島観光に対
するニーズ
の把握に努
め、魅力あ
る観光を創
出するた
め、「観光
振興プラ
ン」の策定
に取り組み
ます。

家屋の修繕等支援制度

『帰島確認書』が必要です

家屋の修繕等に係わる主
な支援制度について、次の
通りご案内いたします。

【東京都の制度】

東京都三宅島災害被災者
帰島生活再建支援金
▽対象世帯 以下のすべ
ての要件に該当する世帯。
(1)平成12年6月26日に自
己所有住宅に居住していた
世帯。
(2)三宅村に「帰島確認書」
を提出し、自己所有住宅に
居住する世帯(1世帯1戸
限り)
(3)世帯の1年間の収入の
合計額が1千万円以下の世
帯(平成15年分)。ただし、
東京都が実施する砂防事
業、道路整備事業により2
千万円以上の一時金を得て
いる世帯は対象外です。
(4)避難指示解除日から起
算して原則として6カ月以
内に帰島する世帯。ただし、
困難な場合は、1年以内(平
成18年1月31日)に帰島す
る世帯。
(5)「高濃度地区内におけ
る被災住宅劣化保全支援
金」(村事業)の支給を受
けていない世帯。
▽支給額 1世帯あたり
上限150万円。
▽対象経費 住宅の新
築、改築、修繕および住宅
付帯設備の購入等に要する
経費。

得証明書」、「住民票また
は外国人登録簿証明書」(所
得証明書1通300円、住民票
1通200円) 所得証明書は2
階の企画財政課、住民票は
1階の村民課窓口で行って
ください。
(3)その他必要となる書類
①印鑑②家屋の修繕などの
内容、経費等が確認できる
内訳書③支援金の振込口座
を確認するための通帳また
は通帳のコピー。
※郵便局の口座には振り
込みできませんのでご注意
ください。
(4)申請が済みしましたら、
後日、職員が現場を確認に
伺います。
(5)この制度は、150万円を
上限として原則2回を限度
に申請できます。
▽問い合わせ先 三宅村
役場村民課 ☎ 04994
(5) 0904、三宅支
総務課福祉係 ☎ 04994
(2) 1311。

る世帯。
(3)「東京都三宅島災害被
災者帰島生活再建支援金」
(東京都事業)の支給を受
けていない世帯。
(4)三宅村に「帰島確認書」
を提出した世帯。
(5)世帯の1年間の収入の
合計額が1千万円以下の世
帯(平成15年分)。ただし、
東京都が実施する砂防事
業、道路整備事業により2
千万円以上の一時金を得て
いる世帯は対象外です。
▽支給額 1世帯あたり
上限50万円。
▽対象経費 高濃度地区
内の自己所有住宅の修繕等
に要する経費(被災者生活
再建支援金、居住安定支援
制度)の対象となる経費は
除く)
▽申請の手順等
(1)帰島確認書の提出。
(2)申請書に添付する「所
得証明書」、「住民票また
は外国人登録簿証明書」(所
得証明書1通300円、住民票
1通200円) 所得証明書は2
階の企画財政課、住民票は
1階の村民課窓口で行って
ください。
(3)その他必要となる書類
①印鑑②家屋の修繕などの
内容、経費等が確認できる
内訳書③支援金の振込口座
を確認するための通帳また
は通帳のコピー。
※郵便局の口座には振り
込みできませんのでご注意
ください。
(4)この制度は、50万円を
上限として原則2回を限度
に申請できます。
▽問い合わせ先 三宅村
役場村民課 ☎ 04994
(5) 0904。

【三宅村の制度】

高濃度地区内における被
災住宅劣化保全支援金
▽対象世帯 以下のすべ
ての要件に該当する世帯。
(1)平成12年6月26日に
「三宅村が条例で定める高
濃度地区内」の自己所有住
宅に居住していた世帯。
(2)避難指示解除日から起
算して原則として6カ月以
内に帰島する世帯。ただし、
困難な場合は、1年以内(平
成18年1月31日)に帰島す
る世帯。
(3)「東京都三宅島災害被
災者帰島生活再建支援金」
(東京都事業)の支給を受
けていない世帯。
(4)三宅村に「帰島確認書」
を提出した世帯。
(5)世帯の1年間の収入の
合計額が1千万円以下の世
帯(平成15年分)。ただし、
東京都が実施する砂防事
業、道路整備事業により2
千万円以上の一時金を得て
いる世帯は対象外です。
▽支給額 1世帯あたり
上限150万円。
▽対象経費 住宅の新
築、改築、修繕および住宅
付帯設備の購入等に要する
経費。

得証明書」、「住民票また
は外国人登録簿証明書」(所
得証明書1通300円、住民票
1通200円) 所得証明書は2
階の企画財政課、住民票は
1階の村民課窓口で行って
ください。
(3)その他必要となる書類
①印鑑②家屋の修繕などの
内容、経費等が確認できる
内訳書③支援金の振込口座
を確認するための通帳また
は通帳のコピー。
※郵便局の口座には振り
込みできませんのでご注意
ください。
(4)この制度は、50万円を
上限として原則2回を限度
に申請できます。
▽問い合わせ先 三宅村
役場村民課 ☎ 04994
(5) 0904。

村長室だより

平成17年2月15日から平成17年3月14日までの村長行政報告

- 2月15日 東京都村長会総会出席(自治会館)、取材対応(東京事務所)
- 2月16日 東京都島嶼町村会定期総会、島嶼町村会議長合同会議、島嶼町村会一部事務組合定例会出席(竹芝)
- 2月22日 東海汽船との意見交換会出席(竹芝)
- 2月24日 平成17年第2回三宅村議会臨時会出席(臨時庁舎)
- 2月25日 静岡県下田市表敬訪問
- 2月27日 乗合自動車運営協議会出席(臨時庁舎)
- 2月28日 帰島第6陣出迎え
- 2月28日 取材対応(臨時庁舎)
- 3月1日 関係機関連絡会出席(三宅支庁)
- 3月2日 国民健康保険運営協議会出席(臨時庁舎)
- 3月7日 内閣府、東京都、東京都議会訪問、環境省訪問
- 3月8日 三宅村立中学校卒業式、開校式出席(あきる野市)あきる野市訪問環境省他災害査定官来庁、港社会保険事務所次長来庁、議会運営協議会出席
- 3月9日 東海フィッシング来庁
- 3月10日 平成17年第1回三宅村議会定例会出席(臨時庁舎)
- 3月13日 帰島第9陣出迎え、第1回三宅村議会定例会出席(臨時庁舎)
- 3月14日 東京市民ボランティア支援センター来庁

農業については、「被災農地・農業基盤施設」の復旧がいよいよ開始となります。

農地の復旧は計画に基づき着実に進め、そして営農再開に向けては積極的な支援を行ってまいります。

商工業等についても、利子補給等、必要な施策を推進いたします。

第3点目は「防災しづくり」であります。

「火山との共生」を前提に帰島を実現いたします。

今後とも村民・地域と連携を取りながら、安全確保対策の充実に努めてまいります。

これから復興事業を進めていく中で、帰島前には予想できなかった事態が起こることが想定されます。このため、さまざまな需要に迅速に対応できる体制づくりを進めてまいります。

一方、村財政の状況は

平成15年度決算値によると、経常収支比率が87.9%、公債比率は22.9%、財政力指数は0.169となっており、自主財源である村税も平常時の40.6%まで減少しております。また、国においては「三位一体の改革」の2年目に当たり、地方分権が進む中で地方財政を取り巻く環境は年々厳しくなることが予想されます。

平野村長の所信表明(1ページ)

平成15年度決算値によると、経常収支比率が87.9%、公債比率は22.9%、財政力指数は0.169となっており、自主財源である村税も平常時の40.6%まで減少しております。また、国においては「三位一体の改革」の2年目に当たり、地方分権が進む中で地方財政を取り巻く環境は年々厳しくなることが予想されます。

推進してまいります。

災害復旧事業として

第1「農地・農道・農業用水施設の復旧」を行い、営農の再開に向けた基盤整備を進めます。

第2「消防無線基地局・消防団詰所等の復旧」を行い、地域防災体制の充実を図ります。

第3「アカコッコ館の復旧」を行い、三宅島の自然情報発信機能の回復

報機能の充実を図るほか、温泉再開に向けた「源泉調査」にも着手いたします。また、「観光復興イベント事業」の実施により、観光の再開を推進してまいります。

第3「街灯および交通安全施設整備事業」を行い、集落環境の向上を進めます。

第4、小中学校の再開

41億千380万円で、対前年比1.3%の増となりました。また、特別会計6会計の合計は、19億千373万円で対前年比7.7%の増、特に国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計では診療所の再開に伴い対前年比37.8%の大幅な増となりました。

公営企業会計も、2億8千720万円で対前年比10.8%の増となっております。今後も島内の動向を見据えながら、必要な施策については積極的に補正予算で対応してまいります。

す。しかし、三宅村議会のご理解をいただきながら、限られた財源を最大限に活用して、村政の運営に取り組みたいと思います。復旧・復興事業につきましては、今後とも補助金等の獲得に努力し、事業の具体化・予算化を進めてまいります。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、本年度は次のような主要施策を

第1「営農再開支援事業」により営農集団の育成・強化を支援いたします。

第2「観光案内板整備事業」を実施し、観光情

運行するほか、小学校にも「スクールカウンセラー」を配置します。

また、「三宅小学校改修事業」を行い、教育環境の向上に努めます。その他、「ボランティア支援事業」により活動支援を行うほか、「中小企業既任債務利子補給事業」等を実施し、商工業者の事業再開を引き続き支援いたします。

以上、平成17年度の村政の運営に当たり、所信の一端を申し述べました。しかし、島の復興は行政のみで成し得るものではなく、議会や村民、各団体等が知恵を出し合い、一体となった取り組みが必要であります。

本年度は以上のことを踏まえて、私が先頭になり職員とともに島の復興に向けて最大限の努力をさせていただきます。

最後になりましたが全国の皆さま、友島であります伊豆・小笠原諸島の皆さまからの暖かい励まし・ご支援に深く感謝を申し上げます。私の所信表明といたします。

帰島後初の臨時会開く

2月22日臨時庁舎で

避難指示解除後初めて、三宅村議会臨時会が2月22日、三宅村役場臨時庁舎

情報一瞥

アシタバ 100〜150円を推移しております。平成17年1月現在、は、これまで最大で約100円の減少となっています。これは、茨城県が最も多く、北海道、埼玉県、山形県と続きます。また、量は最近の健康食への関心の高まりなどに伴い、価格の高騰を招き、平成11年のkg当たりの平均価格は550円であったのが、平成15年には最大の

万能野菜 アシタバ

-3-

市場の流通、他地域での栽培の動きについて、その動向を探ってみました。

平成11年から平成16年の東京都中央卸売市場の取扱高を見ますと、平成12年から極端に減少しています。

特に、東京都の取扱高は、平成11年が23.5であったのが、平成12年以降3階の議場で開催されました。

議案3件が審議され、いずれも原案通り可決しました。

△議案1号 平成16年度一般会計補正予算(第12号)

△契約締結

▽議案2号 村営(仮称)坪田団地ほか8団地災害復旧および新設工事請負変更契約の締結について。

自動車乗り入れ禁止

1日

阿古「錆ヶ浜港」棧橋内への一般車両の乗り入れについては、特例で一時的に乗り入れが可能な状態が4月1日より避難前と同様に、乗り入れはできなくなります。船客などの送迎については船客待

合所付近の駐車場を利用していただきます。

なお、朝船の連絡用バスについては棧橋内での利用ができません。

▽問い合わせ先 東京都三宅支庁 804994 (2) 1311。

シルバーパスの交付

有効期限は 9月30日まで

シルバーパスの交付は次のようになりますのでご利用下さい。

▽対象者 満70歳以上の村民。

▽必要書類 運転免許証、保険証など本人を認認できるもの。

▽負担金 非課税の方

▽取り扱い窓口 企業課および出張所。

▽問い合わせ先 三宅村企業課 ☎04994(5) 0908 (担当・早川)

*都内ですでにシルバー

パスの交付を受けている人は島内で使用可能です。

*今回発行するシルバーパスの有効期限は平成17年9月30日までとなります。

全国盗難運動始まる

4月6日～15日は「春の全国交通安全運動」です。「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本に、「二輪車の安全利用の推進」と「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を全国重点と定め、交通安全運動を推進して行きます。

子育ての世 (31)

母乳などは何歳まで?

母乳あるいはミルクは、何歳まで飲ませていいのでしょうか?

年齢によって授乳を中止しなくてはならぬという根拠はありません。

厚生労働省が出している『改定：離乳の基本』では、「離乳の完了は、形ある食物をかみつぶすようにな

り、栄養源の大部分が乳汁以外の食物から摂取されるようになるまで」とされ、「その時期は通常13カ月を中心とした生後12から15カ月ごろ」とし、遅くとも18カ月までには離乳を完了する」と書かれていて、完全に母乳あるいはミルクをやめなさいという記載はありません。

特に、母乳は栄養のた

めだけにあげるものではないので、母子が哺乳と授乳を通じたコミュニケーションを豊かなものだと感じている間に行きます。

自立はさせるものではなく、本人がするものです。ですから、最近の断乳という言葉を用いず、自然卒乳という言葉を用います。育児雑誌などの卒乳の仕方などという記事がありますが、これは自然卒乳ではなく、言葉を変えた断乳です。早くお乳を離れたために育児に何かメリットがあるかと考えると、何もないことに気づくでしょう。

「赤ちゃんはなぜ泣くのか」(日本家族計画会発行)より

4月の健診と予防接種

△乳幼児健診 今月の健康診査対象のお子さんは別表の通りです。避難先の各区市町村で実施日をご確認のうえ、受診してください。

母子手帳を受け取ったときに年間予定を配布します。

定期接種(BCG、ポリオ、三種混合、麻疹、風しん、日本脳炎)は公費負担となります。自己負担で接種された人は、「予防接種費支給申請書」に「領収書」を添付して保健福祉課にご請求ください。予防接種にかかった費用は三宅村で負担します。

△予防接種 生後3カ月を過ぎると予防接種を受けられるようになります。ワクチンにより接種時期が異なりますので、母子手帳でご確認のうえ接種をお願いします。

こんなときは届け出が必要	種別	届け出方法
就職して厚生年金(共済年金)に加入したとき	第1号・第3号⇒第2号	勤務先が行います
会社を退職したとき	第2号⇒第1号	本人が村へ
結婚して会社(公務)員の夫(妻)の扶養家族になったとき	第1号・第2号⇒第3号	夫(妻)の勤務先が行います
第3号被保険者で年収が130万円を超えたとき	第3号⇒第1号	本人が村へ
第3号被保険者の配偶者が第1号被保険者になったとき	第3号⇒第1号	本人が村へ
引っ越したとき	住所変更届	本人が村へ

福祉の窓

『障害者手帳』とは

障害の内容によって各障害者手帳が交付されます。手帳の所有者は各手帳に基づき手当てや医療助成、また、税金の控除や運賃、通行料の割引などがあります。

障害者手帳は次の種類があります。

①身体障害者手帳

目、耳、言語、肢体(上肢、下肢、体幹)、心臓、腎臓(じんぞう)、呼吸器、ぼうこうおよび直腸、小腸、免疫機能に障害が

あり、日常生活に支障がある人が対象となります。障害の程度により1級から6級まで区分されます。

③精神障害者保健福祉手帳

「精神疾患」

精神分裂症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病など。

対象者は、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約のある人です。

「精神疾患」

精神分裂症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病など。

対象者は、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約のある人です。

「精神疾患」

精神分裂症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病など。

対象者は、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約のある人です。

「精神疾患」

精神分裂症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病など。

狂犬病 予防接種忘れずに

平成17年度の狂犬病予防接種は5月24日に三宅島内での実施を予定しています。

5月以降に帰島する方は、島内での予防接種が

平成17年度の狂犬病予防接種は5月24日に三宅島内での実施を予定しています。

5月以降に帰島する方は、島内での予防接種が

平成17年度の狂犬病予防接種は5月24日に三宅島内での実施を予定しています。

5月以降に帰島する方は、島内での予防接種が

国民年金保険料の免除申請を受けています

第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な人には、保険料の全額または半額の納付が免除される制度があります。

免除された期間は、年金を受け取るための資格期間として保険料を納付しているときと同じように扱われますが、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合は、全額免除期間については保険料を納めた場合の3分の1、半額免除については保険料を納めた場合の3分の2となります。

※注意 半額免除は半額申請が必要です。

○保険料の免除が承認された期間については、10年以内であれば一定の金額を加算して保険料をさかのぼって納めることができる追納制度があります。

○申請は毎年度必要です。

第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な人には、保険料の全額または半額の納付が免除される制度があります。

免除された期間は、年金を受け取るための資格期間として保険料を納付しているときと同じように扱われますが、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合は、全額免除期間については保険料を納めた場合の3分の1、半額免除については保険料を納めた場合の3分の2となります。

※注意 半額免除は半額申請が必要です。

○保険料の免除が承認された期間については、10年以内であれば一定の金額を加算して保険料をさかのぼって納めることができる追納制度があります。

○申請は毎年度必要です。

第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な人には、保険料の全額または半額の納付が免除される制度があります。

免除された期間は、年金を受け取るための資格期間として保険料を納付しているときと同じように扱われますが、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合は、全額免除期間については保険料を納めた場合の3分の1、半額免除については保険料を納めた場合の3分の2となります。

※注意 半額免除は半額申請が必要です。

○保険料の免除が承認された期間については、10年以内であれば一定の金額を加算して保険料をさかのぼって納めることができる追納制度があります。

○申請は毎年度必要です。

国民年金

国民年金の届け出はどのようなときに必要ですか?

A: 国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入する制度です。

20歳になったとき、就職や退職・結婚などの人生の節目には届け出が必要で、届出を忘れると、将来、年金が受けられない場合もありますのでご注意ください。

問い合わせ先 村民課 住民係 ☎04994(5) 0904。

国民年金の届け出はどのようなときに必要ですか?

A: 国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入する制度です。

20歳になったとき、就職や退職・結婚などの人生の節目には届け出が必要で、届出を忘れると、将来、年金が受けられない場合もありますのでご注意ください。

問い合わせ先 村民課 住民係 ☎04994(5) 0904。

国民年金の届け出はどのようなときに必要ですか?

A: 国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入する制度です。

20歳になったとき、就職や退職・結婚などの人生の節目には届け出が必要で、届出を忘れると、将来、年金が受けられない場合もありますのでご注意ください。

問い合わせ先 村民課 住民係 ☎04994(5) 0904。

雪国体験学習開く

今年で13回目

スキーの腕前めきめき上達



「ふれあいプラザ」で記念撮影

三宅村ふるさと人材育成事業の一環として、秋田県増田町を訪問して行われる「雪国体験学習」も今年で13回目となり、2月11日から13日まで実施されました。

参加者は中学2年生9人で、スキー体験学習を中心に増田中学校生徒との交流会では、増田町の紹介や三宅島の復興の現状などを紹介し、郷土学習を行いました。また、

湯沢で犬っこ祭りがあり、たくさん雪像が会場一面に並べられているのを見て雪像の前で写真を撮ったり、雪国ならではの体験をし、全員無事に自宅に戻りました。

特にスキー体験学習では、インストラクターと増田中学校生徒のマンツーマンの指導でスキーの腕前はめきめき上達し、帰るころにはほとんどの生徒が全コースを滑れる

ようになりました。雪国体験学習で貴重な体験をした生徒たちの顔を見えました。

をみると泊3日の体験と認められたものは20万円を上限とする。

地域振興の補助を募集

東京都島しょ振興公社が行う、平成17年度地域振興にかかわる補助事業(上期分)を次のとおり募集します。

▽対象事業Ⅱ地域振興にかかわる特産品に関すること、観光振興に関すること、観光振興に関すること、

▽補助の対象Ⅱ三宅村在任でおおむね5人以上で構成する団体。

▽補助金額Ⅱ補助対象経費の5分の4以内で100万円とする。(特に必要と認められたものは20万円を上限とする)

▽事業期間Ⅱ1年以内

▽申込期限Ⅱ平成17年4月20日

▽問い合わせ先Ⅱ企画財政課企画係 ☎0499-4(5)0983または東京都島しょ振興公社 ☎03(5472)6546。

なお、補助要綱など申請用紙は企画財政課企画係まで。

島嶼会館 宿泊割引4月末まで延長

島嶼町村一部事務組合は、避難中で帰島する三宅村住民を対象に2月1日から宿泊料の特別割引を実施していますが、4月末まで延長します。

○料金 大人2,000円(通常4,200円~4,900円) 子供1,000円(通常3,200円)

○確認 運転免許証・島民証明書等、三宅村住民であることが証明できるもの。

○予約 島嶼会館フロント ☎03-3437-3061

島嶼会館 宿泊割引4月末まで延長

島嶼町村一部事務組合は、避難中で帰島する三宅村住民を対象に2月1日から宿泊料の特別割引を実施していますが、4月末まで延長します。

○料金 大人2,000円(通常4,200円~4,900円) 子供1,000円(通常3,200円)

○確認 運転免許証・島民証明書等、三宅村住民であることが証明できるもの。

○予約 島嶼会館フロント ☎03-3437-3061

秋川校舎に別れを告げ4年半ぶりに島の校舎の教育活動が再開されます。これから秋川校舎と対応するため、また、5年近く不在だったため傷

火山ガスの放出が止まらない中で学校の再開に

常時監視し、適切な対応がとれるようになってい

時15分に学校に到着する

で、いわば全員が転校生

生徒が島にもどってよ

イトウ マサヒロ トウキョウトニイジ

コバヤシ ヒロシ フクナガ シンジ

三宅村学校便り

(46)

は、放送設備から水道の蛇口に至るまで交換・修理

口に至るまで交換・修理

このように、生徒の安全

力をお願いします。

三校合同態勢で再開

広がり、廊下の窓からは改修

いものに交換されたう

また、校舎の外11カ

川校舎で使用していた教

を担う人材育成に

を担う人材育成に

のだと実感がわいてきま

が設置され、ガス濃度を

生徒の登下校には小学

生徒の登下校には小学

生徒の登下校には小学

生徒の登下校には小学

義援金配布等状況調べ

ニシジマ アキラ・スナカワ キョコ

区分	東京都分	三宅村分	利息	計
収入	1,750,000,000	988,531,528	597,378	2,739,128,906
配布	2,498,258,000	-	-	2,498,258,000
残額	240,273,528	-	597,378	240,870,906

千葉 和廣 品川区役所まちづくり事業部建築課

義援金ありがとうございました